

消防法違反にならないためには

日頃からの維持管理が大切！！

防火対象物には、消防法により使用用途や延べ面積等に応じて消防用設備等の設置が義務付けられており、さまざまな注意点があります。日頃から適正に維持管理して、火災を予防し万が一出火してしまった場合も、適切な行動がとれることで被害を最小限に留められるように備えましょう。



消防訓練



① 収容人員が特定30人、非特定50人以上となる場合、防火管理者の選任や消防計画作成、消防訓練通知の義務があります。(消防法第8条関係)

② 廊下・階段・避難口には、避難の支障となる物品を存置しない。(消防法第8条の2の4)



③ 閉鎖式の防火戸や防火シャッターの閉鎖障害、常時閉鎖式の防火戸をドアストッパーで止めない。(消防法第8条の2の4)



④ 渡り廊下に物を存置しない。(消防法第8条の2の4) また建物間を渡り廊下で違法に接続すると、新たな消防用設備等が必要になる場合があります。